

特集《ソフトウェア関連発明》

知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その23）

— 知財高裁審決取消事件（薬液管理装置のソフトウェアの更新） —

ソフトウェア委員会 遠藤 和光

1. 判決の要約

- (1) 事件番号：平 21(行ケ)10291 号
- (2) 判決言渡日（判決）：平 22.3.24
- (3) 出願番号：特願 2001-536217 号
- (4) 対象事件：不服 2007-2630 号事件
- (5) 発明の名称：薬液管理装置

2. 事案の概要

本件は、原告（ドイツのフレゼニウス・メディカル・ケア社）が、名称を「薬液管理装置のソフトウェアの更新」（特願 2001-536217 号（特表 2003-513714 号））とする発明について国際特許出願をしたところ、日本特許庁から拒絶査定を受けたので、これに対する不服の審判を請求し、平成 19 年 2 月 16 日付けで手続補正（以下「本件補正」という。）をしたが、同庁が本件補正を却下した上、請求不成立の審決をしたことから、その取消しを求めたが、原審決が維持された事案である。

3. 本件発明

(1) 本件補正発明

本件補正後の請求項 1 に係る発明（以下、「本願補正発明」という。）は、次のとおりである。

「【請求項 1】

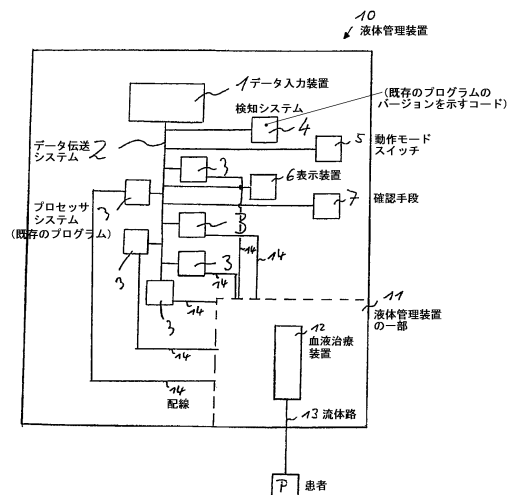
- a) 流体治療装置及び流体源の一方または両方と、
- b) 患者と上記流体治療装置及び流体源の一方または両方との間で流体を輸送するための流体路と、
- c) それぞれ関連するソフトウェアプログラムを有する少なくとも二つのプロセッサシステム（3）と、
- d) 上記プロセッサシステム（3）を接続するデータ転送システム（2）と、
- e) 上記データ転送システム（2）に接続され、上記プロセッサシステム（3）にそれぞれ属する上記ソフトウェアプログラムの更新を行うデータ入力装置

(1) と、

f) 上記少なくとも二つのプロセッサシステム（3）に接続され、第一状態において上記プロセッサシステム（3）を動作モードに、第二状態において上記プロセッサシステム（3）をソフトウェア更新モードに切り替える動作モードスイッチ（5）と、

g) 上記動作モードスイッチ（5）及び上記データ転送システム（2）に同じく接続され、ソフトウェア更新モードにおいて、上記既存のプロセッサシステム（3）のソフトウェアプログラムが上記データ入力装置（1）によって最新のバージョンに更新しなければならないかを決定し、旧ソフトウェアプログラムのプロセッサシステム（3）に対して最新のバージョンのソフトウェアプログラムのロードを開始する検知システム（4, 30）を備えている薬液管理装置。」

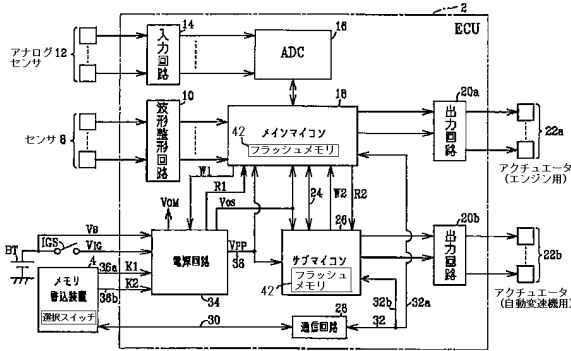
図 1（参考図）



4. 当裁判所の判断

(1) 本願補正発明と引用発明（甲 1：特開平 10-171644 号公報に記載された発明）との相違点を、次のように認定した。

図 2（参考図）



[相違点 1]

本願補正発明は、「a）流体治療装置及び流体源の一方または両方と、b）患者と上記流体治療装置及び流体源の一方または両方との間で流体を輸送するための流体路」と、制御装置を備えている薬液管理装置であるのに対し、引用発明は、「アクチュエータ 22a 及びアクチュエータ 22b」と、制御装置を備えている自動車である点。

[相違点 2]

制御装置の更新手段について、本願補正発明は、「上記既存のプロセッサシステム（3）のソフトウェアプログラムが上記データ入力装置（1）によって最新のバージョンに更新しなければならないかを決定し、旧ソフトウェアプログラムのプロセッサシステム（3）に対して最新のバージョンのソフトウェアプログラムのロードを開始する検知システム（4, 30）」であるのに対し、引用発明は「上記既存のプロセッサシステム（3）のソフトウェアプログラムが上記データ入力装置（1）によって新たなソフトウェアプログラムに更新しなければならないかを記憶データに基づき決定し、旧ソフトウェアプログラムのプロセッサシステム（3）に対して新たなソフトウェアプログラムのロードを開始する書込開始手段」である点。

原告は「メモリ書込装置 4」が「メインマイコン 18 とサブマイコン 26 のうちの何れのフラッシュメモリ 42 に格納されたデータ（制御プログラム及び制御データ）を書き換えるかを選択するための選択スイッチ」【0058】を備えているから、選択スイッチによって制御プログラムを更新するマイコンを選択することを必須としていると主張するが、引用発明においては、書込データの先頭に配置された識別コードとフラッシュメモリ 42 に格納されている識別コードとを比較することによって、メインマイコン 18 とサブマイコン 26 のいずれの書き換えデータであるかが判別されるもので

あるから、審決の引用発明の認定に誤りがあるということとはできない。

(2) 相違点 1 について

引用発明は、「アクチュエータ 22a 及びアクチュエータ 22b」と、制御装置を備えている自動車であるのに対し、本願補正発明は、「a）流体治療装置及び流体源の一方または両方と、b）患者と上記流体治療装置及び流体源の一方または両方との間で流体を輸送するための流体路」と、制御装置を備えている薬液管理装置であるが、流体治療装置及び流体源の一方または両方と、患者と上記流体治療装置及び流体源の一方または両方との間で流体を輸送するための流体路と、少なくとも二つのプロセッサシステムを有する薬液管理装置は、本件特許出願の優先日（平成 11 年 11 月 9 日）当時、よく知られていたものと認められる上、ソフトウェアプログラムの更新という点では、自動車であるか、薬液管理装置であるかで格別異なる点があるとも認められないから、当業者は、相違点 1 に係る構成を容易に想到することができたというべきである。

(3) 相違点 2 について

甲 2（特開平 10-57475 号公報：血液透析用の制御装置）、甲 3（特開平 6-315530 号公報：体外血液処理装置）、甲 4（特開平 6-314190 号公報：電子装置）、及び甲 5（特開平 6-219021 号公報：画像形成装置）の記載を総合すると、プロセッサシステムを有する制御装置において、プログラムのバージョンアップを行うことは、本件特許出願の優先日当時、周知であった。

そして、プロセッサシステムを有する制御装置において、プログラムのバージョンアップを行うことは、本件特許出願の優先日（平成 11 年 11 月 9 日）当時、よく知られていたことを総合すると、当業者は、相違点 2 に係る構成を容易に想到することができたというべきである。

5. 考察

(1) 本事案で、知財高裁は、本件発明の特徴部分におけるプログラムの更新に関する要件において主引例と共通することから、本願の薬液管理装置とは技術分野が異なる自動車に関するものでも主引例となり得ることを判示している。

(2) 従って、特定分野又はコンピュータ技術分野で独自のアイデアを創作するか、別の特定分野への適用を阻害する要因がなければ、任意の技術分野の引用文

献に基づいて進歩性が否定され得ることとなり、ソフトウェア関連発明は、コンピュータ技術分野以外の他の分野と比べて進歩性のレベルが高くなっていると思われる。

(3) また、本件の場合、引用発明は、複数のマイクロコンピュータのうち、何れか1つのマイクロコンピュータがデータ書き換えのための書込処理を実行している時に、他のマイクロコンピュータが通信ラインへデータを送信することを禁止することを課題としている（甲1【0014】）。そのために、本願発明を知らない当業者であれば、引用発明にとって「選択スイッチ」は必須の構成であると認識したであろう。そして、

「選択スイッチ」を引用発明の必須の構成とした場合、本願発明では「選択スイッチ」を用いない構成をとっているため、引用発明を本件発明に適用するに当たり、「選択スイッチ」の存在は阻害要因となると思われる。審判では、後知恵により甲1の記載から都合のよい部分を抽出して引用発明を認定していなかったか疑問が残る。

(4) なお、本件の国際出願は、指定官庁の1つであるEPO（欧州特許庁）では、先行技術文献として車両関係等の他の技術分野はサーチされずに補正前の発明で特許（EP 1227854B1）がされている。

（原稿受領 2010. 10. 28）

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長

会誌編集部担当 須藤 浩

記

- | | |
|---------------------|---|
| 応募資格 | 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。 |
| 掲 載
テ ー マ
字 数 | 原則、先着順とさせていただきます。
知的財産に関するもの
5,000字以上厳守～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。 |
| 応募予告 | メール又はFAXにて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと |
| 論文送付先 | 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 |
| 選考方法 | 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。 |